

町内会をもっと知るう！

市民が主役の地域コミュニティづくり

地域の人たちが安心して暮らせる地域をつくるには、そこに住んでいる人々の互いの信頼と協力が必要です。町内会は地域に住んでいる人々がふれあいの場をつくり、困ったときに助け合い、支えあいながら快適で住みよいまちづくりを進めるための組織です。
 今月は、身近な地域課題の解決や住民の交流・親睦活動を担っている町内会についてご紹介します。

歴史について

留萌市では、戦後、それまでであった住民組織「隣組」が無くなり、昭和22年頃に地域の環境改善を目的として、大町地区と開運町・錦町地区の2ヶ所に町内会が誕生しました。

その後、町内会の数は昭和35年頃に24、昭和40年頃には80となり、現在は138の町内会が設立されています。それぞれの町内会が地域活動を通じて住みよい地域づくりを進めています。

規模について

市内で一番小さな規模の町内会は8世帯、一番大きな規模の町内会は480世帯で構成されています。

一般的に小さな町内会は町内会活動の範囲が狭くなり、活動が停滞する場合もありますが、その反面、地域のきずなはとても強いと言われています。

また、町内会でも会員の高齢化が進み、思うような活動ができない場合もあるようですが、近隣の町内会と一緒に夏祭りなどの取り組みを行っている小規模町内会などの例もあります。

活動について

町内会は、自主的な活動団体です。町内会は、おおよそ次のような活動や取り組みを行っています。

■街路灯（防犯灯）の管理
 犯罪や事故の防止を図るため、夜道を明るく照らす街路灯の保守・管理を行っています。



■広報誌や回覧による情報の伝達
 広報るもいの配布や町内回覧などにより、市の情報が地域の皆さんのもとへ届けられています。

■福祉活動

高齢者や障害者に対する声かけや除雪のお手伝いなどを実施しています。

■地域環境の維持・管理

地域の良好な生活環境を維持するため、町内清掃やゴミステーション、公園、花壇等の管理を行っています。



■自主防災活動

近年、高齢化が進み、お年寄りの世帯が増えています。自然災害発生時ににおいて、地域住民の連携による情報伝達や避難所への誘導など迅速な対応が必要です。そのため、自主防災組織を設立し、日頃からの防災意識の高揚を図っている町内会が増えています。



防災訓練（炊き出し）の様子

支援策について

市では、町内会の自主的な活動に対して次の支援を行っています。

■住民組織運営助成金

- 町内会の行政協力に対する費用（1町内会5千円、1世帯100円、広報誌配付1世帯100円）

- 街路灯・町内会館の電気料金1/2
- 町内会館の火災保険料の1/2

■街路灯設置費補助金

- 町内会が設置する街路灯設置費の1/2

現在、市では町内会の自主性が発揮され、安心して町内会活動ができるような支援の方法について考えています。

連合町内会とは

個々の町内会が相互に連携し、町内会活動の活性化を図るため、「連合町内会」を組織している市町村があります。市でも過去に市民が中心となって検討したことがあります。連合町内会組織の設立には至りませんでした。市では、過去に設立に至らなかった経緯の検証や連合町内会組織の効果などについて調査しています。

連合町内会組織のイメージ図



町内会と市の連携

町内会と市の意見交換の場として、昨年1月に「市政懇談会」、11月に「町内会長会議」を行いました。市からは町内会に関連する事務や事業などの情報提供を行い、町内会からは、多くのご意見をいただきました。

近所の顔が見える地域づくり

高齢者宅や通学路の除雪ボランティア活動などに地域ぐるみで取り組んでいる住之江町親交会会長の真田さんにお話を伺いました。

住之江町親交会会長 真田和夫さん



住之江町親交会は、昭和33年に発足し、再来年に50周年を迎えます。住之江町1丁目から4丁目を区域に現在310世帯が加入しています。

主な町内会活動は、町内清掃や公園管理などの美化活動のほか、春秋の年2回開催のパークゴルフ大会や夏のビアパーティーなどのレクリエーション事業で会員の皆さんの親睦を図っています。

20年ほど前から続けている活動として一人暮らしの高齢者宅の除雪ボランティアを行っています。また、これ

これからのまちづくりは、地域のことを一番よく知っている地域住民の皆さんが主体となって、地域独自の個性や特色を活かす提案を行い、市はそれを支援していく取り組みが必要です。このため、今後も町内会と市との意見交換の場を設け、連携を図っていきたいと思います。

INTERVIEW

に併せて通学路の交差点などの除雪も行っており、市の貸出融雪機を活用しています。私たちの町内会では、もともと町内会の活動に理解のある方が多く、事業の参加率も高かったのですが、平成14年度に私たちの町内会をモデル地区に行った道路社会実験を契機に、より一層住民参加の意識と地域の連帯感が高まったように感じています。

今後町内会活動を通じて、近所の顔が見える住みよい地域づくりを進めていきたいと思っています。

取扱注意！町内会の個人情報

平成17年4月に施行された「個人情報保護法」は、5千人以上の個人情報を持つ事業者が対象のため、留萌市内の町内会が対象になりませんが、個人情報保護の趣旨を踏まえ、町内会でも法律に準じた適切な取り扱いが必要ですので、次の点に注意しましょう。

町内会名簿を作成する場合、本人の同意を得て情報をもちょう。必要最小限の情報をもちょう。（政治宗教、本籍地の情報はもらわない）名簿の利用目的を明らかにする。情報は外部に漏らさない。名簿の管理方法を明らかにする。第三者に情報を提供する場合は、この場合も本人の同意が必要です。ただし、次の場合は例外になります。国や自治体から要請があった場合人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

本人のためになることや、従来から行っていることで、本人も反対するはずがない場合（例）総会資料に掲載されている氏名、住所、電話番号）

町内会に関するお問い合わせは留萌市役所生活福祉部 市民サポートグループ
 ☎42・1902 ☎43・8778
 電子メール support@runomi.jp